

第1回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動の あり方に関する議事要旨

1 日時：平成29年3月14日（火）17:00～19:00

2 場所：合同庁舎第2号館地下2階 講堂

3 出席者（敬称略）

【委員】

小林 恭一 東京理科大学総合研究院教授（座長）

関澤 愛 東京理科大学総合研究院教授

辻本 誠 東京理科大学工学部第二部建築学科教授

長谷見 雄二 早稲田大学創造理工学部建築学科教授（副座長）

【オブザーバー】

村上 敏夫 一般社団法人日本物流団体連合会理事・事務局長（代理：新村明弘）

富取 善彦 一般社団法人日本倉庫協会理事長（代理：鈴木健寿）

森川 誠 一般社団法人不動産協会事務局長（代理：寺島道人）

柏木 修一 東京消防庁予防部長

月成 幸治 北九州市消防局警防部長

福島 浩之 埼玉県都市整備部長（代理：檜原徹）

青柳 一彦 東京都都市整備局市街地建築部長（代理：田村一徳）

【説明者】

斎藤 勇一 埼玉県危機管理防災部消防防災課副課長

岸田 泰之 埼玉西部消防局警防部警防課主幹

徳山 英行 埼玉西部消防局警防部警防課主査

塩野 浩 入間東部地区消防組合消防本部消防長

吉敷 光明 入間東部地区消防組合消防本部西消防署副署長

【事務局】

消防 庁：長官、次長、消防・救急課長、予防課長、広域応援室長、
消防研究センター火災災害調査部長

国土交通省：住宅局長、建築指導課長、建築物防災対策室長、
国立研究開発法人建築研究所防火研究グループ長

4 主な意見 (◎：委員・オブザーバー発言、○：説明者発言、●：事務局発言)

<出火建物の概要及び火災の状況について>

- ◎ 1階の一部にあるスプリンクラー設置箇所は、どういうスペースか。
- いわゆる商品の仕分けをする設備が設けられている部分である。建築基準法においては、建物は1,500m²ごとに防火区画をすることとなっているが、当該部分について、1,500m²で区画することは困難であるということから、スプリンクラーをつけることによって防火区画を3,000m²まで緩和する規定の適用を受けていると聞いている。
- ◎ シャッターの閉鎖障害がベルトコンベヤーで起きたとのことだが、ベルトコンベヤーで物が流れているのに、なぜシャッターが閉まる仕掛けになっているのか。
- コンベヤーとコンベヤーの間にすき間が設けられている又はシャッターと連動してすき間が開く装置が設けられることにより、シャッターが閉まるように設計されていると聞いている。今回、それが実際にどのような形で稼働したか、今後の調査の対象になると考えている。
- ◎ シャッターについて、定期点検は義務づけられてはいないと思うが、もし点検をしていたのであれば、その結果について教えていただきたい。
- 感知器の点検等消防用設備等の点検を実施していると聞いている。消防と協力して、整理をしたい。

<消防活動状況について>

- ◎ 1-6-1の1ページ目を見ると、かなり早くに延焼拡大してしまっているということかと思う。早く温度が上がってしまうと、電源だとか、信号が通る配線が一遍にやられてしまうという可能性もあり、早く延焼拡大してしまうことに対して、防火シャッターが全部有効に機能するのか、疑問である。
- ◎ 火災の初期の状況について、1階の端材置き場から出火し、そこからどこを経由して2階に延焼したのか、疑問である。主として2階で火災が成長発展して、消防隊が進入したときにはもう既に火災盛期になっており、濃煙熱気により火災盛期状況だと確認するのがやっとだった、ということか。
- そのとおり。現場到着時、端材室は、内部に可燃物等が山積しており、建物全体、建屋全体に火が既に回っていた。1階部分については端材室のみ、2階の部分については、この端材室を通じて、早い段階で延焼拡大したと推測される。
- ◎ 2階で盛期火災状況であり、全体に火が回っているとのことだが、全体に広がっているというのは、どのぐらいの大きさで広がっていると判断されたか。
- 内部は濃煙の影響で目視による確認できていないが、一面が真っ赤であったという状況を聞いている。正確には確認できていない。

- ◎ 一面が真っ赤だったというのは、どの地点で見たものか。
- 資料 1-6-1 の 2 ページ目の 2 階の①の地点から②を見た。
- ◎ 以前の経験では、大体 3 メートルぐらい積んだ段ボールの下のほうに火をつけると、2、3 分で全体が炎上する。段ボール自体が非常に燃え拡がりやすいため、最大で 5、6 メートルの炎が上がっていった。資料 1-3 の 2 階写真の 4 番のように、これだけ積んである段ボールに火がついた場合、相当早く燃え拡がることははあると思う。
- ◎ 1 階から 2 階への堅穴区画はあったのか。
- 1 階の端材室と呼ばれているところは 220 m² であり、2 階は 1,210 m² の区画があり、面積区画的には 1,500 m² 以内であるため、2 つをあわせて区画をすれば、区画としては足りる。ただ、法律的には要求されていないシャッターだが、ハト小屋（シューター）にもシャッターがあった。
- ◎ 火災時、ドアが施錠されているということでカードキーを手配したことだが、事務所で一括的に全部解錠するというようなことを、この建物ではできなかつたのか。防火シャッターについて、煙感知器で作動すると思うのだが、ボタンを手動で押すことでシャッターを降ろすことができる建物だったのか。
- 次回までに確認する。

<倉庫に対する防火対策等について>

- ◎ 今回の三芳町の火災のあった倉庫は、日本倉庫協会の会員である「営業倉庫」というくくりではなく、自前の「自家倉庫」のようなものである。「営業倉庫」は倉庫管理主任者を必ず置いていて、年に 1 回、自主点検を実施している。また、安全パトロール、火災予防、又は施設の点検をしっかりと実施している。今回火災のあった三芳町の倉庫の場合は、おそらく倉庫管理主任者はいない。
- ◎ 倉庫管理主任者の業務は具体的に何か。
- ◎ 消火器やシャッター等の点検をする。また、社員の教育をすることになっている。
- ◎ 「営業倉庫」と会社が自前で持っている「自家倉庫」の比率は分かるか。
- ◎ 詳細はわからないが、延べ面積 5 万 m² のものなどの大きいものは、どちらかというと自家倉庫の方が多いのではないかと思う。
- ◎ 倉庫には多くの可燃物があり、シャッターが仮に閉まっても、シャッター自体は炎を通さないだけで熱は通してしまうため、長時間燃えてしまえば、シャッターを介して可燃物に引火しても不思議はなく、防火シャッターだけで十分なのかという議論になってくる。

以上